

○和歌山市補助金等交付規則

平成2年10月29日

規則第27号

（目的）

第1条 この規則は、法令に特別の定めのあるものを除くほか、補助金等の交付の申請、決定その他補助金等に係る基本的事項を規定することにより、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）補助金等 本市が交付する補助金、交付金及び利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金をいう。
- （2）補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- （3）補助事業者 補助事業等を行う者をいう。

（交付の申請）

第3条 補助金等の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金等交付申請書（別記様式第1号）に補助事業等に関する事業計画書、収支予算書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第4条 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が予算で定めるところに違反しないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、市長が特に必要と認めるものを除くほか、補助事業費の2分の1を限度として予算の範囲内において、補助金等の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項に修正を加えて交付の決定をすることができる。

（交付の条件）

第5条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項について条件を付するものとする。

- （1）補助事業等の内容又は補助事業等に要する経費の配分の変更（市長が別に定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- （2）補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- （3）補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

2 前項の規定は、同項の規定に定める条件のほか、市長が補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することを妨げるものではない。

3 第1項第1号又は第2号に規定する市長の承認を受けようとする者は、補助事業等変更中止（廃止）承認申請書（別記様式第2号）を提出しなければならない。

（決定の通知）

第6条 市長は、補助金等の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知の受領の日から起算して15日以内に文書をもって申請の取下げをすることができる。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、その期間を延長することができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかったものとみなす。

（事情変更による決定の取消し等）

第8条 市長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちで既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

（1）天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

（2）補助事業者が補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等に要する経費のうち補助金等によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等を遂行することができない場合（補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。）

3 市長は、第1項の規定による補助金等の交付の決定の取消しにより特別に必要となった次に掲げる経費に対しては、補助金等を交付することができる。

（1）補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

（2）補助事業等を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

4 第6条の規定は、第1項の措置をした場合について準用する。

（補助事業等の遂行）

第9条 補助事業者は、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。

(状況報告)

第10条 市長は、必要があると認める場合は、補助事業者から補助事業の遂行の状況に関し、報告を求めることができる。

(補助事業等の遂行等の指示)

第11条 市長は、補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを指示することができる。

2 市長は、補助事業者が前項の指示に違反したときは、その者に対し、その補助事業等の遂行の一時停止を指示することができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の完了の日から起算して30日を経過した日までに補助事業等実績報告書（別記様式第4号）に市長が別に定める書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金等の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等確定通知書（別記様式第5号）により当該補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第14条 市長は、第12条の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置を採るべきことを当該補助事業者に対して指示することができる。

2 第12条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業等について準用する。

(補助金等の交付)

第15条 第13条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払又は前金払により補助金等を交付することができる。

(決定の取消し)

第16条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部

又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

(2) 補助金等を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) その他この規則又はこの規則に基づく市長の指示に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第6条の規定は、第1項の規定による措置をした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第17条 市長は、補助金等の交付決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、補助事業者に対し、補助金等返還通知書(別記様式第7号)により期限を定めて、その返還を請求するものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、前項の規定の例によりその返還を請求するものとする。

(財産の処分の制限)

第18条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合又は市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(立入検査等)

第19条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を証す証票(別記様式第8号)を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(交付手続の特例)

第20条 市長は、第3条、第4条、第6条、第12条、第13条又は第15条の規定にかかわらず、当該各条の手続を併合又は省略して補助金等を交付することができる。

(様式の特例)

第21条 市長は、この規則に規定する様式の定めにかかわらず、法令の規定による等必要がある場合においては、別に定められた取扱いによることができる。

(実施の細目)

第22条 この規則に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（抄）

- 1 この規則は、平成２年１１月１日から施行し、平成２年度の予算に係る補助金等から適用する。
- 2 和歌山市補助金等交付規則（昭和３５年規則第４７号）は、廃止する。
- 3 この規則の施行前になされた補助金等に関する交付の申請、交付の決定その他の行為は、この規則の規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（平成１１年２月１５日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和５年３月１日）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号(第3条関係)

補助金等交付申請書

年 月 日

和歌山市長 様

申請者

住 所

氏 名 印

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

和歌山市補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助事業等の名称	
補助事業等の目的及び内容			
補助事業等の経費所要額		円	
交付申請金額		円	
補助事業等の完了予定年月日		年 月 日	
添 付 書 類			

別記様式第2号(第5条関係)

補助事業等変更中止(廃止)承認申請書

年 月 日

和歌山市長 様

申請者

住 所

氏 名 印

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

和歌山市補助金等交付規則第5条第3項の規定により、次のとおり申請します。

指令年月日	年 月 日	指 令 番 号	和歌山市指令 第 号
補 助 年 度	年度	補 助 事 業 等 の 名 称	
補助事業等の変 更 の 内 容			
変更又は中止 (廃止)の理由			
変更又は中止(廃止)の年月日		年 月 日(予定)	
添 付 書 類			

別記様式第3号(第6条関係)

補助金等交付決定通知書

和歌山市指令 第 号

年 月 日

様

和歌山市長 印

年 月 日付けで申請のあった補助金等の交付について、次のとおり決定したので和歌山市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助事業等の名称	
補助事業等の目的及び内容			
交 付 決 定 金 額		円	
交 付 条 件			

(注) この交付決定に対して不服がある場合は、この通知を受領した日から起算して15日以内に申請の取下げをすることができます。

別記様式第4号(第12条関係)

補助事業等実績報告書

年 月 日

和歌山市長 様

補助事業者
住 所
氏 名 ⑩
(団体の場合は、団体名及び代表者名)

和歌山市補助金等交付規則第12条の規定により、次のとおり報告します。

指令年月日	年 月 日	指 令 番 号	和歌山市指令 第 号
補 助 年 度	年度	補 助 事 業 等 の 名 称	
補助事業等の完了年月日	年 月 日		
補助金等の交付決定金額	円		
補助金等の既交付金額	円		
補助事業等の経費精算額 (補助対象金額)	円		
添 付 書 類			

別記様式第5号(第13条関係)

補助金等確定通知書

第 号
年 月 日

様

和歌山市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業等については、次のとおり補助金等の額を確定したので、和歌山市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

指令年月日	年 月 日	指 令 番 号	和歌山市指令 第 号
補 助 年 度	年度	補 助 事 業 等 の 名 称	
補助金等の交付決定金額	円		
補助事業等の経費精算額 (補助対象金額)	円		
補助金等の交付確定金額	円		

別記様式第6号(第15条関係)

補助金等交付請求書

年 月 日

和歌山市長 様

補助事業者
住 所
氏 名 ⑩
(団体の場合は、団体名及び代表者名)

和歌山市補助金等交付規則第15条第1項の規定により、次のとおり請求します。

指令年月日	年 月 日	指 令 番 号	和歌山市指令 第 号
補 助 年 度	年度	補 助 金 等 の 名 称	
補 助 事 業 等 の 名 称			
補助金等の交付決定金額	円		
補助金等の交付確定金額	円		
補助金等の既交付金額及び 交 付 年 月 日			
交 付 請 求 金 額	円		
未 交 付 金 額	円		
添 付 書 類			

別記様式第7号(第17条関係)

補助金等返還通知書

様

和歌山市指令 第 号
年 月 日
和歌山市長 印

和歌山市補助金等交付規則第17条第1項第2項の規定により、次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円		
返 還 理 由			
返 還 期 日	年 月 日まで		
返 還 方 法			
指令年月日	年 月 日	指令番号	和歌山市指令 第 号
補 助 年 度	年度	補助金等の名称	
補助金等の交付決定金額	円		
補助金等の既交付金額及び交付年月日			
補助金等の交付確定額	円		

別記様式第8号(第19条関係)

表面

第	号	
年	月	日発行
職	氏	名
年	月	日生
和歌山市補助金等交付規則第19条第2項の規定による検査員の証		
年 月 日まで有効		
和歌山市長		印

裏面

和歌山市補助金等交付規則(平成2年規則第27号)抜粋

第19条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票(別記様式第8号)を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

別記様式第 1 号（第 3 条関係）

別記様式第 2 号（第 5 条関係）

別記様式第 3 号（第 6 条関係）

別記様式第 4 号（第 1 2 条関係）

別記様式第 5 号（第 1 3 条関係）

別記様式第 6 号（第 1 5 条関係）

別記様式第 7 号（第 1 7 条関係）

別記様式第 8 号（第 1 9 条関係）